

国民健康保険における子どもに係る均等割の廃止を求める意見書

被用者保険の保険料は一般に標準報酬に一定の料率をかけて保険料が算定されていますが、それに対して国民健康保険税では応能割（所得割と資産割）と応益割（均等割と平等割）が原則50：50とされています。これら賦課方式は市町村によって異なりますが、所得割と被保険者一人ひとりに賦課される均等割は必ず実施されています。

例えば根室市国保税の均等割額は一人あたり33,800円です（40歳以上は介護保険分としてさらに11,600円の加算）。世帯の構成員（被保険者）が一人増えるごとにその額が加算されていきます。まだ収入が得られない子どもでも同じく負担が重くなる仕組みであり、国の大きな課題である子どもの貧困解消や子育ての視点からみても逆行する仕組みです。

この問題については全国知事会からも「子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じる」ことが要望されているところです。

よって政府においては、子育て世帯の負担軽減のために、国庫負担の引き上げなど市町村国保財政の基盤強化をはかり、子どもに係る均等割を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 厚生労働大臣

財務大臣 総務大臣